

令和8年度に改良・維持修繕を三原市が担当する県道の路線

対象路線 【路線名()内は路線番号】	工事箇所
—	—

※令和8年度の事業予定箇所については、工事箇所欄に箇所名を記載している。

維持修繕関係【担当窓口:三原市建設部土木管理課維持係 TEL0848-67-6096】

対象路線 【路線名()内は路線番号】	備考	
主要地方道	(45)三次大和線	
	(49)本郷大和線	国道2号から(主)広島空港線までの区間に限る。
	(50)本郷久井線	
	(55)尾道三原線	
	(60)大和福富線	
	(75)三原竹原線	定屋大橋北詰交差点から竹原市との境界までの区間に限る。
一般県道	(154)大和久井線	
	(155)三原本郷線	
	(156)御調久井線	
	(161)三和大和線	
	(193)本郷停車場線	
	(210)安芸幸崎停車場線	
	(211)須波停車場線	
	(245)糸崎港線	
	(343)下徳良本郷線	
	(344)大草三原線	下徳良本郷線から国道2号までの区間に限る。
	(345)上徳良久井線	
	(361)佐木島線	
	(362)小泉本郷線	
	(369)南方竹原線	
	(374)羽和泉室町線	
	(375)吉田丸門田線	
(406)宇津戸八幡線		
(409)津口国兼線		

※ 維持修繕関係の移譲事務の内容

○ 道路施設等維持	
・ 小規模な舗装補修	路面の穴ぼこ等の補修
・ 崩壊土砂撤去	小規模な崩壊土砂の撤去
・ 陰切、倒木処理	陰切、倒木の撤去
・ 動物死骸処理	動物死骸の撤去
・ 油漏れ事故の対応	交通事故に伴う路面のスリップ防止
・ 除草対策	道路法面の除草、張りコンクリート
・ 側溝清掃	側溝に溜まった土砂の撤去
・ 路面清掃	道路面の土砂等の撤去
・ 植栽管理	道路植栽の剪定、施肥、灌水等
・ 道路排水構造物の補修等	側溝等の小規模な補修
・ 凍結防止剤(置塩)の設置	凍結箇所に凍結防止剤の設置
・ 交通止めを伴う応急措置	崩壊土砂の撤去やバリケード等の安全対策
・ 道路照明維持	電球の交換、器具の修繕等
・ その他	上記以外の道路維持補修
・ 道路構造物維持	側溝、擁壁等の補修
・ 付属物維持	ガードレール等道路付属物の補修
○ 交通安全施設整備(二種)	ガードレール等の新設、道路標識の新設・取替え、 反射鏡の新設・取替え、区画線・道路標示の塗替え・引き直

し

令和8年度に改良・維持修繕を三原市が担当する河川

河川維持修繕関係【担当窓口：三原市建設部土木管理課維持係 TEL0848-67-6096】

対象河川		備考
二級河川	和久原川	
	干川	
	西野川	

※ 河川改良及び維持修繕関係の移譲事務の内容

- 河川維持修繕工事
 - ・ 河道浚渫（堆積土除去）工事、護岸修繕（護岸嵩上げ工、護岸根継工）
- 河川改良工事
 - ・ 護岸新設又は改築工事（但し、現況河道内に限る。）

令和8年度に維持修繕を三原市が担当する建設海岸の区域

維持修繕関係【担当窓口：三原市建設部土木管理課維持係 TEL0848-67-6096】

対象海岸保全区域		備考
海岸保全区域	須波海岸	
	大荷海岸	
	久津海岸	

※ 建設海岸維持修繕関係の移譲事務の内容

- 海岸保全施設の補修工事
- 海岸保全機能の維持修繕

令和8年度に維持修繕を三原市が担当する急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜維持修繕関係【担当窓口：三原市建設部土木管理課維持係 TEL0848-67-6096】

対象急傾斜（区域）	備考
市内に存する県管理の急傾斜地崩壊防止施設	
市内の急傾斜地崩壊危険区域	

※ 維持修繕関係の移譲事務の内容

- 急傾斜維持修繕
 - ・ 急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕
 - ・ 標識の維持修繕